

千葉市における個人情報保護法制の見直しに関する

基本的な考え（案）について

1 改正の概要

このたび、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）が改正され、国の行政機関や地方公共団体などの各機関における個人情報の取扱根拠が個人情報保護法へ一元化されることにより、地方公共団体は、法律の施行に必要な事項を定めた条例を制定しなければならず、また、法が許容する範囲内に限り、条例で独自の保護措置を規定できることとなりました。

そこで、本市においても、個人情報保護法の改正の趣旨を踏まえ、令和5年4月の法の施行までの間に千葉市個人情報保護法施行条例（以下「施行条例」といいます。）を制定するほか、本市における個人情報保護法制のあり方の見直しを行います。

2 意見を募集する見直しの内容

（1）条例要配慮個人情報の規定

個人情報保護法の定める要配慮個人情報の他に、本市独自の「条例要配慮個人情報」は規定しません。

【趣旨】

要配慮個人情報とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報をいいます。

本市では現在、以下の個人情報を要配慮個人情報として千葉市個人情報保護条例（平成17年条例第5号。以下「条例」といいます。）等に規定しています。なお、本市の条例等で規定している要配慮個人情報については個人情報保護法等で規定しているものと同一であり、現在、本市独自で規定している要配慮個人情報はありません。

【要配慮個人情報】

- ・人種・信条（思想と信仰を含む。） ・社会的身分 ・病歴 ・犯罪の経歴
- ・犯罪により害を被った事実 ・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）があること。
- ・健康診断その他の検査の結果
- ・健康診断その他の検査の結果に基づく医師の指導、診療、調剤が行われたこと。
- ・刑事事件に関する手続が行われたこと。 ・少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

今回の個人情報保護法改正において、要配慮個人情報の取扱いについては、個人情報ファイル簿（本市の現行の制度においては個人情報取扱事務目録）に要配慮個人情報が含まれているか否かを明記し、公表すること（個人情報保護法第75条第1項）に加え、漏えい等に関する個人情報保護委員会への報告義務が課されました（個人情報保護法第68条第1項）。

個人情報保護法第60条第5項において、地方公共団体の機関は、要配慮個人情報以外の個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものについては「条例要配慮個人情報」として条例で定めることができます。

この点、本市においては、個人情報保護法の定める要配慮個人情報に加えて、独自の要配慮個人情報を定めるべき特段の事情は認められないことから、「条例要配慮個人情報」は規定しないことが適当であると考えています。

なお、条例要配慮個人情報とする対象とすべきものがあるかについては、社会情勢を踏まえつつ今後も検討していきます。

(2) 個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務目録に係る規定

改正後の個人情報保護法において、保有個人情報の本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿を作成し、公表することは義務付けられていませんが、保有個人情報の本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルを利用する個人情報取扱事務については、個人情報取扱事務目録を引き続き作成し、公表することとします。

【趣旨】

個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル（保有個人情報を含む情報の集合物であって、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものや、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの）について、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用実態をよりの確に認識することができるようにすることを目的とするものです。

本人の数が個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第20条第2項で定める数（1,000人）以上の個人情報ファイルは、個人情報保護法第75条第1項により個人情報ファイル簿を作成し、公表することが義務付けられています。

一方、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表することや、施行条例で定めるところにより個人情報を取り扱う事務単位で作成された帳簿等を作成し、公表することも可能と解されています。

本市の現行の制度においては、個人情報取扱事務ごとに個人情報取扱事務目録を作成し、利用目的等を公表しています。

保有個人情報の適正な管理や、本人が自己に関する個人情報の利用実態を認識することは、個人情報ファイルの本人の数に関わらず今後も必要であるため、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルを利用する個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務目録を引き続き作成し、公表することとします。

(3) 個人情報開示請求等の決定期限に係る規定

現行制度では開示請求に係る決定期限は14日以内、延長は46日以内であったところ、法の規定どおり決定期限は30日以内、延長は30日以内とします。

【趣旨】

個人情報保護法第83条第1項では、開示請求を受けた行政機関の長等は、開示請求があった日から30日以内に、開示決定等を行わなければならないとしています。

また、個人情報保護法第83条第2項では、開示請求に係る保有個人情報について、事務処理上の困難その他正当な理由により、30日以内に開示決定等を行うことができない場合には、30日以内に限りその期限を延長することができるとしています。そのため、延長の期間を併せると、開示決定等を行う期間は60日以内となります。

現行制度では、開示請求に係る決定期限は14日以内、延長は46日以内であるため、延長の期間を併せると60日以内に開示決定等を行うこととしています。

このことについて、開示請求に係る決定期限を14日と施行条例に規定した場合、延長の期間は前記のとおり30日以内であるため、開示決定等を行う期間は延長の期間をあわせると60日以内から44日以内に短縮されることとなります。

開示決定等の検討を行うことができる期間が16日短縮されることで、事務繁忙期や同一部署に複数請求が同時期になされた場合、開示・不開示の判断等に時間を要する場合などにおいて、十分な検討がなされないまま決定がなされ、その結果、開示であるべき情報が不開示となることや、不開示の理由に不備があることなど、かえって市民に不利益が生じる可能性があることが懸念されます。

よって、開示決定等の期限及び延長の期間は法の規定のとおりそれぞれ30日以内とすることで、現行制度の開示決定等の期限と延長の期間を合算した60日以内を維持し、実施機関における十分な検討をする時間を確保することとします。

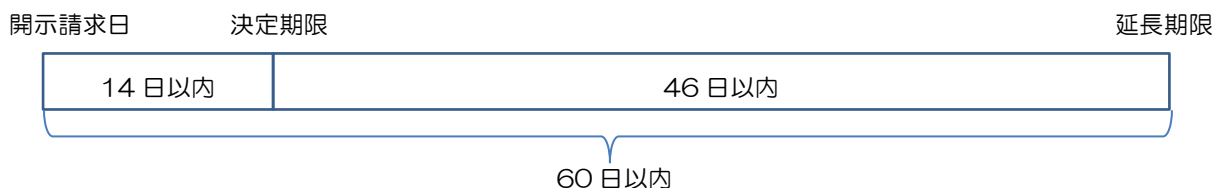
なお、訂正・利用停止請求についてもその決定等の期限及び延長の期間は個人情報保護法の規定のとおりそれぞれ30日以内とします。これは現行制度と変わりありません。

【参考】

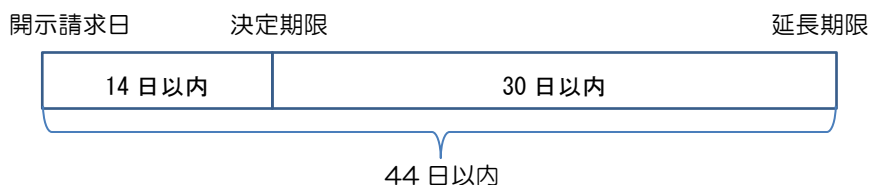
○ 個人情報保護法における決定期限（本市の見直し案）



○ 現行の条例における決定期限



○ 施行条例で決定期限を14日と定めた場合



(4) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会に係る規定

改正後の個人情報保護法施行後の千葉市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」といいます。）への個人情報保護に関する諮問事項は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるものとしします。

これにより、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例で規定する審議会の所掌事務は次のとおりとします。

- ・ 情報公開に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に意見を述べること
 - ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるものについて、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に意見を述べること
 - ・ 特定個人情報保護評価に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議すること
- なお、前年度の運用状況報告については、引き続き実施することとします。

【趣旨】

個人情報保護法第129条においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる旨が規定されています。

一方で、個人情報保護法第166条第1項に基づき、地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができ、同条第2項により、個人情報保護委員会は、当該求めに対して必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする旨が定められています。

このように、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を個人情報保護委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反するものであるとしています。

そのため、これまで審議会へ諮問していた個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等については、法の解釈を一元的に担う個人情報保護委員会から必要に応じ助言を得た上で各地方公共団体が判断すべきものであり、重ねて審議会の意見を聴く必要性は乏しいものと理解されています。

以上のことから、改正後の個人情報保護法施行後の審議会への個人情報保護に関する諮問事項は、施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合や、個人情報保護法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合で、特に必要がある場合等を想定し、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるものとします。

なお、現行の制度においても行っている前年度の運用状況報告については、改正法施行後も実施することとし、上記諮問事項以外についても、個人情報保護委員会に報告した漏えい事案等についても報告すること等により、審議会が、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な意見を述べる機会を設けることとします。

このことから、審議会の所掌事務が変更となるため、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成17年条例第2号）についても改正します。

4 スケジュール

令和4年7月～9月	千葉市情報公開・個人情報保護審議会で審議・答申
令和4年9月～10月	パブリックコメント手続の実施（1か月間）
令和4年11月	意見に対する考え方の公表
令和4年12月	条例議案提出
令和5年4月	改正法施行に伴い、条例・施行規則施行